

## 外ヶ浜町通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

平成27年2月

外ヶ浜町通学路安全推進会議

## 1 プログラムの目的

本町では、通学路の安全対策については、各小・中学校において、地域の状況に合わせ、それぞれが危険箇所の点検や対策、町教育委員会を通じた関係機関への依頼などに取り組んできました。

しかしながら、平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、本町においては、平成24年8月に各小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策を講じたところです。

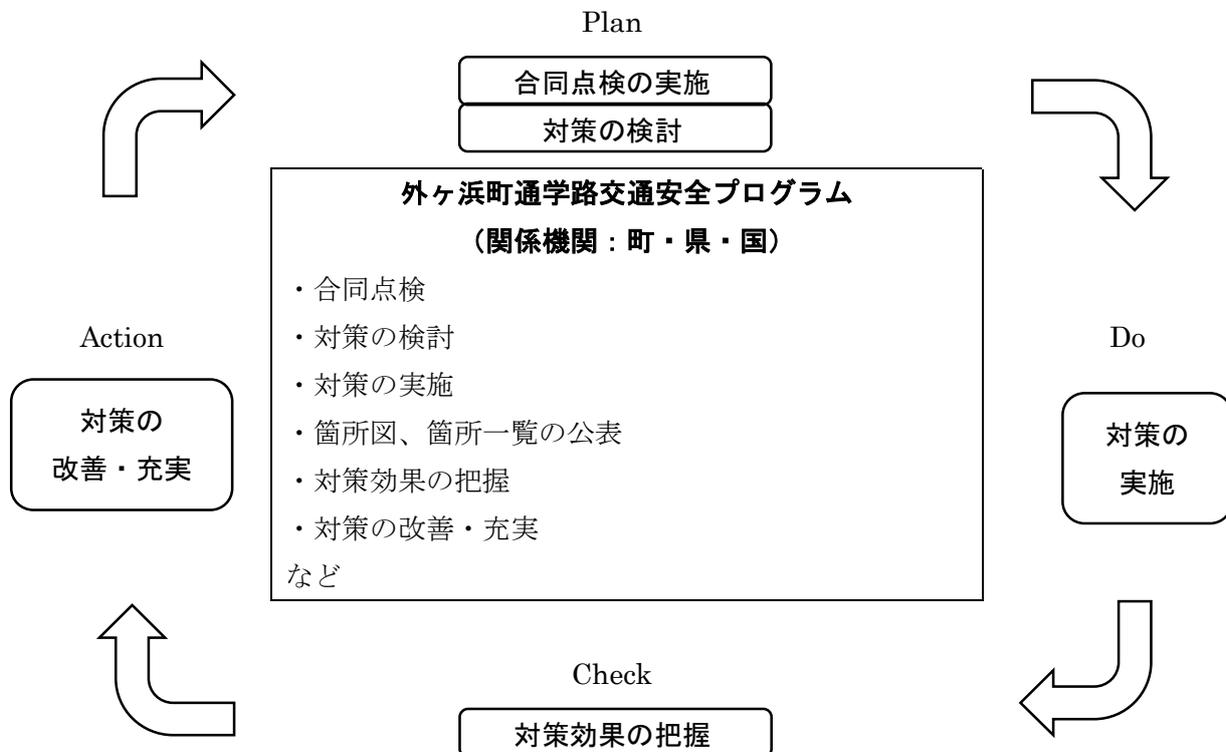
このことを受けて、引き続き通学路の安全確保に向けた取組を行うため、このたび、関係機関の連携体制を構築し、「外ヶ浜町通学路交通安全プログラム」を策定いたしました。本町においては、このプログラムの中で、関係機関による合同点検及び対策等のほか、積雪期の通学路の安全確保に係る取組を実施することといたしました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関による連携のもと、児童生徒が安全に通学できるよう通学路の安全確保を図ってまいります。

## 2 取組方針

学校においては、通学路の指定、安全の確保に取り組むとともに、町教育委員会においては、本プログラムに基づき関係機関による合同点検の実施、点検結果に基づく関係機関との協議、必要な対策を実施、さらには対策実施後の効果検証をPDCAサイクルで実施し、通学路の安全の確保を図ってまいります。

【通学路安全確保のためのPDCAサイクル】



### 3 合同点検の実施

#### (1) 学校による安全点検【実施主体：各小・中学校】(4月～5月上旬)

学校においては、保護者、地域が連携し、通学路の安全点検を毎年定期的を実施し、危険箇所を把握する。その際、積雪期の状況を想定し、冬期間に危険となると考えられる箇所についても把握します。点検の結果、対策が必要な箇所があれば、学校が町教育委員会に依頼書を提出します。(様式1「依頼書」)

#### (2) 合同点検実施箇所の選定【実施主体：町教育委員会】(6月)

合同点検は、学校や地域からの要望に基づき、安全性の確保が必要と求められる箇所に対して実施することとします。学校から町教育委員会に依頼書が提出された危険箇所のうち、町教育委員会・学校、道路管理者、警察の三者による合同点検と対策が必要と考えられる箇所を選定するほか、緊急に対応する必要がある箇所についても合同点検の対象とします。

#### 【留意事項】

※ 看板や横断歩道設置など対応が限定される場合は、町教育委員会・学校が直接所管部署に対応を依頼します。

※ 修繕等で対応できる箇所については、町教育委員会から直接所管部署に対応を依頼します。

#### (3) 合同点検【実施主体：町教育委員会・学校、道路管理者、警察】(7～8月)

##### ①実施回数・時期

毎年1回合同点検を実施し、実施期間は7～8月を基本とするほか、必要に応じて実施します。

##### ②点検の内容

学校から改善を依頼された危険な箇所の現場確認及び必要となる対策案を検討します。

##### ③点検の体制

町教育委員会・学校、道路管理者、警察を基本とし、可能な限り保護者や地域の参加協力を得て合同点検を実施します。

#### (4) 対策の検討【実施主体：通学路安全推進会議】(9月)

合同点検の結果に基づき、対策が必要な箇所に応じた具体的な実施内容を、関係機関と連携して検討します。

その際、歩道の設置や道路の拡幅など長期的な対応が必要な箇所については、暫定的な対策も含め検討します。これらの検討結果を踏まえて、計画的に対策が講じられるよう、箇所ごとの対策一覧を作成します。

#### (5) 対策の実施【実施主体：各担当部署】(10月～)

それぞれの対策について、対策案を踏まえて、町教育委員会・学校と関係部署が連携を図り、

早期に取り組みます。

対策の実施に当たっては、対策が円滑に進むよう保護者や地域の協力を得ながら、これまでの対策の実施状況や危険の状況などを鑑み、計画的に実施します。

また、町教育委員会は、冬期間の危険箇所のうち、除雪対応箇所について降雪前に道路管理者へ通知します。

#### **(6) 点検箇所等の公表【実施主体：町教育委員会】(11月)**

小・中学校ごとの合同点検結果や対策内容については、関係者間の合意が図られたものについて認識を共有するために、学校ごとの「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、外ヶ浜町のホームページで公表します。

#### **(7) 積雪期の対応**

積雪期における通学路については、積雪や雪寄せ等による危険箇所が発生した場合に、除雪等による対応が必要になることから、以下のように町教育委員会（学校）から直接道路管理者に対応を依頼します。

##### **①学校による安全点検【実施主体：各小・中学校】**

学校においては、保護者、地域が連携し、日々通学路の積雪及び雪寄せ等による危険箇所を把握します。

点検の結果、除雪等の対策が必要な箇所があれば、学校が道路管理者及び町教育委員会に除雪要望緊急連絡票を提出します。(様式4「除雪要望緊急連絡票」)

##### **②対策の実施【実施主体：各担当部署】**

それぞれの対策について、町教育委員会・学校と関係部署が連携を図り、早期に取り組みます。

##### **③対策効果の把握【実施主体：町教育委員会、各担当部署】(対策実施後)**

除排雪等が実施された箇所について、学校から提出される報告書により対策の効果を把握します。(様式3「報告書」)

#### **(8) 対策効果の把握【実施主体：町教育委員会、各担当部署】(対策実施後)**

合同点検結果に基づく対策が実施された箇所等について、実際に期待した効果が上がっているのか、また、児童生徒等が安全になったと感じているのか等を確認するため、学校関係者への聞き取りや、必要に応じて児童生徒等へのアンケート調査等により対策の効果を把握します。(様式3「報告書」)

#### **(9) 対策の改善・充実【実施主体：通学路安全推進会議】(2月)**

対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえ、関係機関と協議を行い、対策内容の改善・充実に努めます。

## 5 通学路安全推進会議及び部会の設置

本プログラムの確実な取組を図るため、以下の関係機関、関係部局による「通学路安全推進会議」（以下「推進会議」）を設置し、必要な検討・協議を行ってまいります。また、推進会議の運営に係る「部会」を設置し、専門的事項等について協議します。

町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外ヶ浜町教育委員会</li> <li>・外ヶ浜町総務課</li> <li>・外ヶ浜町校長会</li> <li>・外ヶ浜町PTA連合会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平館教育事務所</li> <li>・外ヶ浜町建設課</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・三厩教育事務所</li> </ul>
県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外ヶ浜警察署 交通課</li> <li>・東青地域県民局 地域整備部 道路施設課</li> </ul>		

※部会は、関係機関、関係部局の担当で構成する。

### 合同点検に係る年間スケジュール

- 4月 : 学校による安全点検（学校、保護者、地域）
- 5月上旬 : 合同点検依頼書の提出（学校）
- 6月下旬 : 合同点検実施箇所の選定・決定（部会）
- 7月上旬 : 合同点検実施通知（町教育委員会）
- 7～8月 : 合同点検実施（町教委・学校、保護者、地域、警察、道路管理者等）
- 9月中旬 : 合同点検実施箇所の対策決定（通学路安全推進会議）
- 9月下旬 : 合同点検箇所対策案の学校への通知（町教育委員会）
- 10月～ : 合同点検実施箇所への対策の実施（各所管部署）
- 11月～ : 箇所図、箇所一覧の公表（町教育委員会）
- 2月 : 対策の改善・充実（通学路安全推進会議）